

教育・訓練関係の助成金



従業員さんの**実力 UPUPUP** が事業継続の源

雇用に関する国の支援は数多くありますが、実際に支援を受けている企業は多くはありません。なぜでしょうか？。それは、実態としては支援を受け得る状況にあっても、次の理由により支援をあきらめている現状がそこにはあります。

1. 裏づけする制度を書面で設けていない
2. 手続き（に要員を割くの）が面倒くさい
3. 直感的なイメージでの運用が法令や支援策の要件を満たせていなかった
4. 古い制度やサンプル引用の制度のために、法令や支援策の要件を満たせていない
5. 帳簿をキチンと作成していない
6. 場当たりの従業員支援と引き換えに法令違反をしている

特に小規模企業では、支援要件への該当者がマレにしか出ないので、制度化することが条件の助成金に二の足を踏むケースが多くみられます。また、なじみがないことに着手すると考えすぎて動けなくなってしまい、そんな状況を嫌って生産・製造・営業といった日常業務に取り掛かるのは、自然な流れかもしれません。でも、ナントもったいないことでしょうか。

キチンと制度を作って運用することで、その場の支援だけでなく、さらに別の支援を受けることができた企業は数多くあります。

企業の次へのステップ・アップのために、企業に関与する社会保険労務士だからこそできる、雇用面での専門家の立場で情報提供をいたします。

厚生労働省の主な助成金

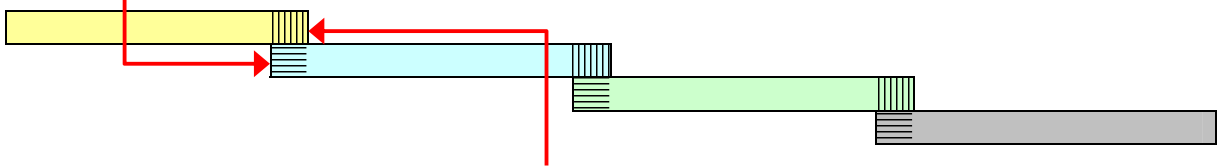
該 当 事 項	助成金名称
職業能力開発計画に基づいた教育・訓練	キャリア形成促進助成金
未経験の高齢者、母子家庭の母、障害者、若年者を3ヶ月以内の教育・訓練後に正社員として採用	試行雇用奨励金
経験不足者を6ヶ月以内の教育・訓練後に正社員として採用	実習型雇用助成金
卒業3年以内で定職の期間が1年未満の者の採用	既卒者育成支援助成金
期間を定めた雇用の従業員を6ヶ月以上経過後に正社員へ転換	中小企業雇用安定化奨励金
売上・生産高の減少による休業を休業手当で補償	中小企業緊急雇用安定助成金
他社の定年退職者、母子家庭の母、障害者の採用	特定求職者雇用開発助成金
労働時間の短縮、有給休暇の取得促進等の措置の実現	職場意識改善助成金
6ヶ月以上育児休業した従業員を職場復帰後1年以上雇用、育児短時間勤務支援、育児休業者の代替要員の確保等	育児・介護雇用安定等助成金

(ウラ面につづく)

オモテ面の表でご紹介した助成金はほとんどが採用に関するものです。

「今の状況で採用はできないし考えてもいない。」と思われるでしょうが、いつかは従業員さんは退職されます。そのときの準備はそのときにすればいいのでしょうか。3～5年間使用したパーソナル・コンピュータは、新機種に換えれば3～5年前より安くて高性能・高品質なものが即座に手に入りますが、人材は異なります。

陸上競技のリレーでは、バトンを受ける側は受けたときにはトップスピード近くになっている準備のために**当然として助走距離をおきます。**



また、バトンを渡す側は受け側の助走距離分は**全力疾走することを当然としてバトンゾーンを疾走します。**この当然のことは仕組みを作ったり、理解してもらっただけでは機能しません。実現するのは選手です。そして、相当のスピードを持った選手が必要となります。

となると、事業所としては、仕組み作りとその周知だけでなく、円滑に事業を進めるための環境を整備する必要があります。後任の従業員さんが業務を遂行するだけの実力を持った人材に育成していることが必要です。引き継ぎだけでは後任の従業員さんは前任者と同等の価値を生み出せないかもしれません。

キャリア形成促進助成金では、新たに雇用した従業員さんだけでなく、すでにお勤めされている従業員さんの教育・訓練も対象となります。実務・座学講習を受けた場合は、その講習費用と講習中の賃金の一部が助成されます。

また、ジョブ・カード制度 (http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/) という取り組みがあります。従来は就職希望者の履歴書や職務経歴書の記入指導に特化したものでしたが、希望に見合う職業訓練が行われるようになりました。そして、受け入れ先の事業所のメリットとしては、実務に見合った教育・訓練をすると、キャリア形成助成金、試行雇用助成金、実習型雇用助成金、既卒者育成支援助成金などに該当することとなります。

さらに、**成長分野等人材育成支援事業**という取り組みがあり、次のような事業所の教育訓練が該当します。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">環境や健康分野に関する建築物等の建築環境や健康分野に関する製品の製造電気業情報通信業運輸業・郵便業 | <ul style="list-style-type: none">スポーツ施設提供業 例) フィットネスクラブスポーツ・健康授受業 例) スイミングスクール医療・福祉廃棄物処理業 例) ゴミ処分量その他環境や健康分野に関する事業 例) エコファンド |
|---|---|

現在の得意分野を生かして、上記のような成長分野を手がけることも、事業継続や従業員さんの職業意識の向上と顧客の期待に応えることにつながるかもしれません。

お問合せは 西川事務所 (電話: 0866 - 22 - 7568 またはメール: nishikawa@stop-click.com) まで。

COLUMN (コラム)

11月に1週間強ではありますが、松葉杖について行動していました。数ヶ月前から違和感を覚えていた股関節に激しい痛みを感じて検査を受けたのですが、異常は検出されず、痛みは治まり現在に至っています。驚いたことは、松葉杖を使うと非常に疲れるということです。「このまま歩けなくなったらこの生活・・・。」と思うと、意志通りに体が動くことのありがたさを感じるとともに、障害を持ちながら自立した生活をされている方々の志の高さ・強さは、私には到底推し量ることができないように感じました。



.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町183

TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-2565

URL <http://stop-click.com/>

e-Mail nishikawa@stop-click.com

ご存知ですか？

労働保険適用事業所検索システム

昨年12月から、労働保険(労災保険と雇用保険)の加入に必要な手続きを行っている事業所を厚生労働省のホームページから検索できるようになりました。

http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D/do/D0101/01/Cmd

この趣旨の1つは、失業給付を受ける権利を保護するために、就職活動をする方々に事前に事業所の事実情報を提供することにあります。(リーマンショックによる失業で多数の無保険者が出ました)

公共職業安定所やその他のメディアに求人情報をお届けしている事業所におかれましては、求人情報の事業主名や所在地が検索システムと一致しているかどうかを確認されてはどうでしょうか。

また、今後は社会保険の加入状況も検索できることになるでしょう。さらには、加入状況だけでなく、保険料の支払いが滞っている事業所の検索が可能となるかもしれません。こんなところにも、職場選択や業務提携・委託事業所の差別化が表われてくるのではないのでしょうか。